

別紙

諮問第610号

答 申

1 審査会の結論

「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」ほか1件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月、〇〇児相は請求人親子に対し採っていた児童福祉司指導措置を解除決定した。その際〇〇は反対の意向であったため、〇〇児相は、後づけで東京都児童福祉審議会へ報告・諮問を行った。その時に用いられた資料および審議会の記録全て。（ただし、〇〇児相が保有する文書は除く）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事（以下「都知事」という。）が平成29年8月7日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 趣旨

原処分取消し及び非開示部分の開示を求める。ただし、以下に該当する部分は本件審査請求の対象外とする。

- (ア) 「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」の「諮問・報告年月日」欄
- (イ) 「第〇回東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会 議事録」の「日時」・「場所」・「出席委員」欄
- (ウ) 「第〇回東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会 議事録」の出席委員の発言欄

イ 理由

(ア) 子供及び保護者に対しては、支援について丁寧に説明し、理解を求め、進行させていくべきであり、それが支援のあるべき形である。児童福祉司指導措置の解除に至る判断経緯は、被措置者に説明されるべきであり、本件開示請求に係る文書が正に説明すべき内容そのものである。

また、請求人には「知る権利」があり、それを阻むことを正当とするには、知る権利と他方に生じる支障とを比較衡量し、知る権利を尊重してもなお著しく支障を来すという蓋然性が必要である。「非開示部分の根拠規定及び理由」にはその蓋然性が示されておらず、本決定は不当と言わざるを得ない。

(イ) 審査請求人親子間では、東京都児童福祉審議会が措置決定以前よりも虐待が悪化しているにもかかわらず、措置期間が約1年半経過したというだけで、措置解除を妥当とするとは到底思えない。専門性と客観性を有する東京都児童福祉審議会が妥当との判断に至ったゆえんは、〇〇児童相談所が提供する情報が事実と反する誤ったもの、作為や恣意によるものと推測される。

交付文書における開示部分を見ても、〇〇児相が事実と反する情報を提供したことが判明しており、本件非開示は、この児童相談所の不正を隠蔽している。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要

ア 「相談種別」欄

非開示部分には、児童相談所が該当すると判断した相談の区分が記載されている。これは、単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価・判断であるといえる。これらの児童相談所職員の評価や見解、相談援助の方針の決定の過程等が明らかになると、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために児童相談所の相談援助活動の遂行に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

イ 「相談者」欄及び「相談年月日」欄

非開示部分には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が

記載されている。当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係機関からの信頼を損ない、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の相談援助活動に支障を来すおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

ウ 「（事例の概要）」欄の一部

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

また、非開示部分には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されている。当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係機関からの信頼を損ない、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の相談援助活動に支障を来すおそれがある。

さらに、非開示部分には児童相談所職員の見解を記載している。これらの記録は単なる事実の記載ではなく、児童相談所が行った評価・判断であるといえる。当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために今後の児童相談所の相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

加えて、こうした個々の担当職員の見解が開示されることとなった場合、今後、児童相談所職員が「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」を作成するに当たって、単なる事実以外の記載をすることに消極的になる可能性を否定できず、その記載内容が形骸化するなど、児童相談所における相談援助活動に影響を及ぼし、当該事務及び今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

エ 「（児童相談所の援助方針と援助経過）」欄の一部

非開示部分には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されている。当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係機関からの信頼を損ない、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の相談援助活動に支障を来すおそれがある。

また、非開示部分には児童相談所職員の見解を記載している。これらの記録は単なる事実の記載ではなく、児童相談所が行った評価・判断であるといえる。当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために今後

の児童相談所の相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

さらに、こうした個々の担当職員の見解が開示されることとなった場合、今後、児童相談所職員が「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」を作成するに当たって、単なる事実以外の記載をすることに消極的になる可能性を否定できず、その記載内容が形骸化するなど、児童相談所における相談援助活動に影響を及ぼし、当該事務及び今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

オ 「保護者」欄の一部

非開示部分には児童相談所職員の見解を記載している。これらの記録は単なる事実の記載ではなく、児童相談所が行った評価・判断であるといえる。当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために今後の児童相談所の相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

また、こうした個々の担当職員の見解が開示されることとなった場合、今後、児童相談所職員が「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」を作成するに当たって、単なる事実以外の記載をすることに消極的になる可能性を否定できず、その記載内容が形骸化するなど、児童相談所における相談援助活動に影響を及ぼし、当該事務及び今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

さらに、非開示部分には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されている。当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係機関からの信頼を損ない、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の相談援助活動に支障を来すおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

カ 「子ども」欄

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

また、非開示部分には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されている。当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係機関からの信頼を損ない、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の相談援助活動に支障を来すおそれがある。

さらに、非開示部分には児童相談所職員の見解を記載している。これらの記録は単なる事実の記載ではなく、児童相談所が行った評価・判断であるといえる。当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために今後の児童相談所の相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

加えて、こうした個々の担当職員の見解が開示されることとなった場合、今後、児童相談所職員が「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」を作成するに当たって、単なる事実以外の記載をすることに消極的になる可能性を否定できず、その記載内容が形骸化するなど、児童相談所における相談援助活動に影響を及ぼし、当該事務及び今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

キ 「（審議会諮問の理由）」欄の一部

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

また、非開示部分には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されている。当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係機関からの信頼を損ない、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の相談援助活動に支障を来すおそれがある。

さらに、非開示部分には、児童相談所が審議会に諮問するに至った理由が記載されている。これは、単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価・判断であるといえる。これらを明らかにすると、児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程や基準が明らかとなるおそれがあり、児童相談所の相談援助業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

(2) 第〇回（今期第〇回）東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会 議事録

ア 議事部分中 発言委員氏名

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

また、非開示部分には、出席委員の氏名が記載されている。東京都児童福祉審議

会（以下「当該審議会」という。）の各部会の委員の氏名は公表しておらず、当該情報が開示されると、当該審議会における審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当な利益を及ぼすおそれがあり、当該審議会の適正な運営に支障が生じるおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

イ 議事部分中 児童相談所長及び職員発言

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

また、非開示部分には児童相談所職員の見解を記載している。これらの記録は単なる事実の記載ではなく、児童相談所が行った評価・判断であるといえる。当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために今後の児童相談所の相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

さらに、非開示部分には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されている。当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係機関からの信頼を損ない、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の相談援助活動に支障を来すおそれがある。

加えて、非開示部分には出席した児童相談所職員の発言内容が記載されている。当該情報が開示されると、当該審議会における審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当な利益を及ぼすおそれがあり、当該審議会の適正な運営に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月21日	諮問

平成30年 6月14日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 6月18日	新規概要説明（第185回第二部会）
平成30年 7月24日	審議（第186回第二部会）
平成30年 9月28日	審議（第187回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 児童福祉司指導措置及びその解除について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）は、6条の3第8項において、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を要保護児童とした上で、第2章第6節「要保護児童の保護措置等」を設け、次のとおり規定している。

法25条1項は、「要保護児童を発見した者は、これを…都道府県の設置する…児童相談所に通告しなければならない。」とし、また、法26条1項は、当該児童について必要があると児童相談所長が認めたときは、同項各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない旨定め、同項1号は法27条に規定する措置を要する場合に、その旨を都道府県知事に報告することを当該措置として掲げている。

法27条1項は、都道府県知事が当該報告を受けた場合には、同項各号に掲げる措置のいずれかを採らなければならない旨定め、その措置として、同項2号では「児童又はその保護者を児童相談所…の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司…に指導させ」ることが掲げられており、当該措置に係る権限について、都においては、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条により都知事から児童相談所長に委任する旨を定めている。

また、法27条6項は、「都道府県知事は、政令の定めるところにより、第1項第1号から第3号までの措置…を解除…する場合には、都道府県児童福祉審議会の意

見を聴かなければならない。」とし、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）32条1項は「児童若しくはその保護者の意向が当該解除措置と一致しないとき」がこの場合に該当する旨を定めている。

イ 東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会について

法8条1項は、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、都道府県児童福祉審議会を設置することとしており、これを受けて、東京都児童福祉審議会条例（平成12年東京都条例第33号）1条1項及び2項は、児童等の福祉に関する事項を調査審議するため、都知事の附属機関として、当該審議会を設置する旨を定めている。実施機関は、法第2章第6節に定めのある業務について、通告の受付や調査等の業務を行い、当該審議会に対して必要な報告を行っている。

当該審議会の子供権利擁護部会は東京都児童福祉審議会条例施行規則（平成12年東京都規則第110号）6条1項の規定に基づいて設置され、「東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会に係る取扱要領」（平成10年4月28日10福児セ事第1034号）において、児童又はその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない事例についての諮問は同部会に対して行うとともに、その会議は非公開とする旨定められている。

ウ 審査会の審議事項

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として別表1に掲げる本件対象保有個人情報1及び2を特定し、別表2に掲げる非開示部分がそれぞれ同表の非開示条項に該当するとして一部開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において審査請求の対象外となる部分を示していることから、審査会は、別表2に掲げる非開示部分について、前記2（2）ア（ア）から（ウ）までに該当する部分を除いた上で、同表に掲げる本件非開示情報1から9までの非開示妥当性について判断する。

エ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が

知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、児童相談所が該当すると判断した相談の区分が記載されている。

本件非開示情報1を開示することにより、児童相談所職員の評価や見解、相談援助方針の決定過程等が明らかになると、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われる等の事態が想定され、児童相談所の相談援助活動の遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報1は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、審査請求人の子（以下「本児」という。）について相談が行われた年月日及び相談者に関する情報が記載されている。

本件非開示情報2を開示することにより、相談者に関する情報等が明らかになると、当該相談者からの信頼を損ない、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなるなど、児童相談所の相談援助活動に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3及び4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、本児に対する援助の内容及び援助に至るまでの経緯が、本件非開示情報 4 には、本児に対して児童相談所が行った援助の方針及びこれに関する経過が記載されており、これらには、児童相談所と関係者及び関係機関とのやり取り並びに児童相談所が行った評価・判断に関する情報が含まれている。

本件非開示情報 3 及び 4 を開示することにより、関係者又は関係機関からの信頼を損ない、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなるなどの事態が想定される。

また、これらの情報を開示することにより、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われる等の事態が想定され、今後の児童相談所の相談援助活動に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 3 及び 4 は、条例16条 6 号に該当し、本件非開示情報 3 についての同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 5 及び 6 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 5 には、保護者に対する指導措置の内容及び保護者の意向に関する児童相談所の評価・判断が、本件非開示情報 6 には、子供の心身の状態に関する児童相談所の評価・判断が記載されている。

本件非開示情報 5 及び 6 を開示することにより、今後、児童相談所職員が「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」を作成するに当たって、関係者の反応を懸念するあまり、単なる事実以外の記載をすることに消極的となり、その記載内容が形骸化するなど、児童相談所における相談援助活動に影響を及ぼし、今後の同種の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 5 及び 6 は、条例16条 6 号に該当し、本件非開示情報 6 についての同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報 7 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 7 には、本児に係る児童福祉司指導措置の解除について当該審議会に諮問をするに至った理由が、児童相談所の評価・判断を交えて記載されている。

本件非開示情報 7 を開示することにより、児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程や基準が明らかになると、関係者からの干渉を招くな

ど、児童相談所の相談援助業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報7は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報8について

審査会が見分したところ、本件非開示情報8には、当該審議会の子供権利擁護部会における発言委員の氏名が記載されている。

当該審議会の子供権利擁護部会における会議は非公開とされており、また、実施機関の説明によると、同部会の委員氏名は公表していないとのことである。本件非開示情報8を開示することにより、関係者からの干渉を招くなど、今後の当該審議会における審議の際、事実在即した忌憚のない討議や中立・公正な判断が損なわれ、その適正な運営に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報8は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報9について

審査会が見分したところ、本件非開示情報9には、当該審議会の子供権利擁護部会における児童相談所長及び職員の発言が記載されている。

本件非開示情報9を開示することにより、率直な発言が躊躇されるなど、今後の当該審議会における審議の際、事実在即した忌憚のない討議や中立・公正な判断が損なわれ、その適正な運営に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報9は条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

別表1 本件対象保有個人情報

1	児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要
2	第〇回（今期第〇回）東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会 議事録

別表2 本件非開示情報

本件 非開示 情報	本件対象 保有 個人情報	非開示部分	非開示条項
—	1	「諮問・報告年月日」欄	16条6号
1	1	「相談種別」欄	16条6号
2	1	「相談者」欄 及び「相談年月日」欄	16条6号
3	1	「(事例の概要)」欄の一部	16条2号 及び6号
4	1	「(児童相談所の援助方針と援助経過)」欄の一部	16条6号
5	1	「保護者」欄の一部	16条6号
6	1	「子ども」欄	16条2号 及び6号
7	1	「(審議会諮問の理由)」欄の一部	16条2号 及び6号
—	2	「1 日時」中 会議日 及び 「2 場所」中 開催場所	16条6号
—	2	「3 出席委員」中 出席委員氏名 及び 議事部分中 委員発言	16条2号 及び6号
8	2	議事部分中 発言委員氏名	16条2号 及び6号
9	2	議事部分中 児童相談所長及び職員発言	16条2号 及び6号

※非開示部分のうち、本件非開示情報欄に数字を記載したものが審査対象である。